

## 外国人雇用のルール

## 外国人雇用のルール、労働関連法令について

外国人の雇用については、外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(外国人雇用管理指針)が、労働施策総合推進法に基づき定められています。

## 外国人雇用管理指針の主な内容

項目	主な内容
1 外国人労働者の募集および採用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 募集にあたり従事すべき業務内容、労働契約期間、就業場所、賃金、労働時間や休日、労働・社会保険の適用に関する事項等について明示する</li> <li>● 求人の申込みにあたり国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしない</li> <li>● 在留資格上、従事することが認められる者であることを確認する</li> <li>● その有する能力を有効に発揮できるよう、公平な採用選考に努める</li> </ul>
2 適正な労働条件の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国籍を理由として賃金、労働時間等について差別的取扱いをしてはならない</li> <li>● 主要な労働条件について外国人労働者が理解できるようにその内容を明らかにした書面等の交付を行う</li> <li>● 適正な労働時間の管理を行うほか、外国人労働者の旅券、在留カード等を保管しないようにする</li> </ul>
3 安全衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人労働者が理解できる方法で安全衛生教育を行う</li> <li>● 労働災害防止のため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努める</li> <li>● 健康診断等を行う</li> </ul>
4 労働・社会保険の適用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとる</li> <li>● 離職時や、健康保険・厚生年金保険の適用事業所以外の事業所において、国民健康保険・国民年金への加入等の支援を行うよう努める</li> </ul>
5 適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人事管理に関する運用の透明性・公正性の確保など、多様な人材が適切な待遇の下で能力発揮しやすい環境整備に努める</li> <li>● 地域で安心して生活を営むために必要な支援を行うように努める</li> <li>● 教育訓練の実施、苦情・相談体制の整備、母国語での導入研修の実施等に努める</li> </ul>
6 解雇等の予防および再就職の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安易な解雇等を行わないようにするとともに、やむを得ず解雇等を行う場合は、外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うように努める</li> <li>● 業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇や、妊娠や出産等を理由とした解雇は禁止</li> </ul>
7 外国人労働者の雇用労務責任者の選任	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、この指針に定める雇用管理の改善等に関する事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者として選任する</li> </ul>

(参考:厚生労働省ホームページの「外国人雇用のルールに関するパンフレット」(PDF))



※なお、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。